

特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>（特許出願）                      第三十六条 特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない。                      一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所                      二 発明者の氏名及び住所又は居所                      （第二項以下略）</p> <p>（先願）                      第三十九条（第一項から第四項まで略）                      5 特許出願若しくは実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、第一項から前項までの規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について第二項後段又は前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。                      （第六項以下略）</p> <p>（特許出願等に基づく優先権主張）                      第四十一条（第一項略）                      2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優</p>	<p>（特許出願）                      第三十六条 特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない。                      一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所                      二 発明者の氏名及び住所又は居所                      三 発明者の氏名及び住所又は居所                      （第二項以下略）</p> <p>（先願）                      第三十九条（第一項から第四項まで略）                      5 特許出願又は実用新案登録出願が取り下げられ、又は却下されたときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、第一項から前項までの規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。                      （第六項以下略）</p> <p>（特許出願等に基づく優先権主張）                      第四十一条（第一項略）                      2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優</p>

先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の第二項若しくは第二項（同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第四百四条（第六十五条第五項（第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び第二百六十六条第四項（第十七条の二第五項、第二百十条の四第三項及び第二百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、同法第七十条第三項及び第十七条、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

（第三項以下略）

（パリ条約による優先権主張の手續）

第四十三条 （第一項から第四項まで略）

51 第二項に規定する書類に記載されている事項を出願番号により特定して電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により交換することができる通商産業省令で定める国においてした出願に基づき第一項の規定による優先権の主張をした者が、第二項に規定する期間内に当該出願の番号を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、前二項の規定の適用については、第二項に規定する書類を提出したものとみなす。

先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の第二項若しくは第二項（同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第四百四条（第六十五条第五項（第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び第二百六十六条第四項（第十七条の二第五項、第二百十条の四第三項及び第二百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、同法第七十条第三項及び第十七条並びに意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

（第三項以下略）

（パリ条約による優先権主張の手續）

第四十三条 （第一項から第四項まで略）

(特許出願の分割)

第四十四条 (第一項略)

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第三十六条の二第二項、第四十一条第四項及び第三十三条第一項(前条第三項において準用する場合を含む。)  
の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項に規定する新たな特許出願をする場合における第四十三條第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)  
の規定の適用については、第四十三條第二項中、「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は新たな特許出願の日から三月のいずれか遅い日まで」とする。

(出願の変更)

第四十六条 (第一項から第四項まで略)

5 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(出願公開の効果等)

第六十五条 特許出願人は、出願公開があつた後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

(第二項以下略)

(特許出願の分割)

第四十四条 (第一項略)

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第三十六条の二第二項、第四十一条第四項及び第三十三條第一項及び第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)  
の規定の適用については、この限りでない。

(出願の変更)

第四十六条 (第一項から第四項まで略)

5 第四十四条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(出願公開の効果等)

第六十五条 特許出願人は、出願公開があつた後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

(第二項以下略)

(特許権の設定の登録)

第六十六条 (第一項から第四項まで略)

5 特許庁長官は、特許掲載公報の発行の日から五月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなればならない。ただし、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類又は物件であつて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限りでない。

6 特許庁長官は、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件であつて、前項ただし書の規定により特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるもの以外のものを縦覧に供しようとするときは、当該書類又は物件を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(差止請求権)

第一百条 (第一項略)

2 特許権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(物を生産する方法の特許発明にあつては、侵害の行為により生じた物を含む。第一百一条第一項において同じ。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(損害の額の推定等)

第一百一条 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなれば販売することのできた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限

(特許権の設定の登録)

第六十六条 (第一項から第四項まで略)

5 特許庁長官は、特許掲載公報の発行の日から五月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなればならない。

(差止請求権)

第一百条 (第一項略)

2 特許権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(物を生産する方法の特許発明にあつては、侵害の行為により生じた物を含む。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(損害の額の推定等)

第一百一条

度において、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量の特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

2| 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

3| 特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

4| 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(特許料)

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年一万三千元に一請求項につき千四百円を加えた額

1| 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

2| 特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3| 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(特許料)

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年一万三千元に一請求項につき千四百円を加えた額

第四年から 第六年まで	毎年二万三百円に一請求項につき二千百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年四万六百元に一請求項につき四千二百円を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年八万二千二百円に一請求項につき八千四百円を加えた額

(第二項略)

3| 第一項の特許料は、特許権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する特許料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

4| 前項の規定により算定した特許料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5| 第一項の特許料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商産業

第四年から 第六年まで	毎年二万三百円に一請求項につき二千百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年四万六百元に一請求項につき四千二百円を加えた額
第十年から 第十二年まで	毎年八万二千二百円に一請求項につき八千四百円を加えた額
第十三年から 第十五年まで	毎年十六万二千四百円に一請求項につき一万六千八百円を加えた額
第十六年から 第十八年まで	毎年三十二万四千八百円に一請求項につき三万三千六百円を加えた額
第十九年から 第二一年まで	毎年六十四万九千六百円に一請求項につき六万七千二百円を加えた額
第二十二年から 第二十五年まで	毎年百二十九万九千二百円に一請求項につき十三万四千四百円を加えた額

(第二項略)

3| 第一項の特許料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商産業

省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(審判請求の方式)

第三百三十一条 (第一項略)

2 前項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、第百二十三条第一項の審判以外の審判を請求する場合における前項第三号に掲げる請求の理由については、この限りでない。

(第三項略)

(書面の提出及び補正命令)

第百八十四条の五 国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならぬ。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 発明者の氏名及び住所又は居所

三 国際出願番号その他の通商産業省令で定める事項

(第二項以下略)

(国内公表等)

第百八十四条の九 (第一項から第四項まで略)

5 国際特許出願については、第四十八条の五第一項、第四十八条の六、第六十六条第三項ただし書、第二百二十八条、第百八十六条第一項第一号及び第二号並びに第九十三条第二項第一号、第二号、第六号及び第九号中「出願公開」とあるのは、日本語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国際公開」と、外国語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国内公表」とする。

6 外国語特許出願に係る証明等の請求については、第百八十六条第一項第一号中「又は第六十七条の二第二項の資料」とある

省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(審判請求の方式)

第三百三十一条 (第一項略)

2 前項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、前項第三号に掲げる請求の理由については、この限りでない。

(第三項略)

(書面の提出及び補正命令)

第百八十四条の五 国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならぬ。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 発明者の名称

三 発明者の氏名及び住所又は居所

四 国際出願日その他の通商産業省令で定める事項

(第二項以下略)

(国内公表等)

第百八十四条の九 (第一項から第四項まで略)

5 国際特許出願については、第四十八条の五第一項、第四十八条の六、第六十六条第三項ただし書、第二百二十八条、第百八十六条第一号及び第二号並びに第九十三条第二項第一号及び第二号中「出願公開」とあるのは、日本語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国際公開」と、外国語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国内公表」とする。

6 外国語特許出願に係る証明等の請求については、第百八十六条第一号中「又は第六十七条の二第二項の資料」とあるのは「

のは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条(2)に規定する国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面若しくは要約(特許権の設定の登録がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。)」とする。

(第七項略)

(国際公開及び国内公表の効果等)

第八十四条の十 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願については国際公開があつた後(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した後)に、外国語特許出願については国内公表があつた後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、日本語特許出願については国際公開がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した後特許権の設定の登録前)に、外国語特許出願については国内公表がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に、業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

(第二項略)

(証明等の請求)

第八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただ

又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条(2)に規定する国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面若しくは要約(特許権の設定の登録がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。)」とする。

(第七項略)

(国際公開及び国内公表の効果等)

第八十四条の十 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願については国際公開があつた後(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した後)に、外国語特許出願については国内公表があつた後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、日本語特許出願については国際公開がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した後特許権の設定の登録前)に、外国語特許出願については国内公表がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に、業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

(第二項略)

(証明等の請求)

第八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただ



し、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 願書、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面若しくは特許出願の審査に係る書類（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。）又は第六十七条の二第二項の資料

二 第二百一十一条第一項の審判に係る書類（当該事件に係る特許出願について特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。）

三 第二百一十三条第一項若しくは第二百一十五条の二第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの

四 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの

五 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

2 特許庁長官は、前項第一号から第四号までに掲げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（特許公報）

第九十三條（第一項略）

2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 出願公開後における拒絶をすべき旨の査定若しくは特許出願の放棄、取下げ若しくは却下又は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ

二 出願公開後における特許を受ける権利の承継

三 出願公開後における第十七条の二第一項の規定による願書に添付した明細書又は図面の補正（同項ただし書各号の規定によりしたものにあつては、誤訳訂正書の提出によるもの）

し、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 願書、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。）又は第六十七条の二第二項の資料

二 第二百一十一条第一項の審判に係る書類（当該事件に係る特許出願について特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。）

三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

（特許公報）

第九十三條（第一項略）

2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 出願公開後における拒絶をすべき旨の査定若しくは特許出願の放棄、取下げ若しくは却下又は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ

二 出願公開後における特許を受ける権利の承継

三 出願公開後における第十七条の二第一項の規定による願書に添付した明細書又は図面の補正（同項ただし書各号の規定によりしたものにあつては、誤訳訂正書の提出によるもの）

限る。)

- 四 特許権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第百十二条第四項又は第五項の規定によるものを除く。）又は回復（第百十二条の二第二項の規定によるものに限る。）
- 五 特許異議の申立て若しくは審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ
- 六 特許異議の申立てについての確定した決定、審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。）
- 七 訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容（訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決があつたものに限る。）
- 八 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定
- 九 第百七十八条第一項の訴えについての確定判決（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。）

（手数料）

第百九十五条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第四条、第五条第一項若しくは第百八条第三項の規定による期間の延長又は第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者
- 二 特許証の再交付を請求する者
- 三 第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者
- 四 第百八十六条第一項の規定により証明を請求する者
- 五 第百八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
- 六 第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
- 七 第百八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

（第二項から第四項まで略）

限る。)

- 四 特許権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第百十二条第四項又は第五項の規定によるものを除く。）又は回復（第百十二条の二第二項の規定によるものに限る。）
- 五 特許異議の申立て若しくは審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ
- 六 特許異議の申立てについての確定した決定、審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決
- 七 訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容（訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決があつたものに限る。）
- 八 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定
- 九 第百七十八条第一項の訴えについての確定判決

（手数料）

第百九十五条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第四条、第五条第一項若しくは第百八条第三項の規定による期間の延長又は第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者
- 二 特許証の再交付を請求する者
- 三 第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者
- 四 第百八十六条第一項の規定により証明を請求する者
- 五 第百八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
- 六 第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
- 七 第百八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

（第二項から第四項まで略）

5| 特許権又は特許を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の特許権又は特許を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

6| 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

7| 第一項から第三項までの手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

8| 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

9| 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

（侵害の罪）

第百九十六条 （第一項略）

（両罰規定）

第二百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百九十六条 一億五千万円以下の罰金刑

二 第百九十七条又は第百九十八条 各本条の罰金刑

5| 第一項から第三項までの手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

6| 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

7| 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

（侵害の罪）

第百九十六条 （第一項略）

（両罰規定）

第二百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百九十六条第一項、第百九十七条又は第百九十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。